

- ◆ 国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、展覧会における美術品損害に対する政府補償制度を導入し、適切な制度運用を図る。
- ◆ 寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用を促進するためのインセンティブが働く手法（税制上の措置を含む。）の検討を通じて、民間（企業、団体、個人等）が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するとともに、NPO等の「新しい公共」を担う団体による文化芸術活動を支援する。
- ◆ 国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。

重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実

優れた文化芸術を創造する人材や、劇場、音楽堂、美術館、博物館等の文化施設や文化財に関わり、専門的な技能をもって支える人材について、研修機会等の支援策を充実するとともに、そうした人材が能力を最大限に発揮できる環境を整備する。

これらの取組を通して、文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図り、もって我が国文化芸術の永続的な継承・発展を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、顕彰制度を拡充するなど、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。
- ◆ 専用の増大を図ることも念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。
- ◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。

重点戦略3：子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

全ての子どもや若者が、学校や地域において本物の文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実することにより、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むとともに、心豊かな子どもや若者の育成に資する。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ できるだけ幼い子どもから若者までを対象として、子どもの発達の段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。

- ◆ 文化芸術に関する体験型ワークショップを通じたコミュニケーション教育をはじめ、学校における芸術教育を充実する。

重点戦略4:文化芸術の次世代への確実な継承

有形及び無形の文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためになくてはならないものであるとともに、将来の文化の向上・発展の基礎となるものである。このような国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、次代の文化芸術創造の基盤ともなる文化芸術作品、資料等の収集・保存(アーカイブの構築)を計画的・体系的に進めることにより、文化芸術を次世代へ確実に継承する。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復・防災対策その他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図る。
- ◆ 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。
- ◆ 歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進や、文化財登録制度等の活用により、文化財保護の裾野の拡大を図る。
- ◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築に向け、可能な分野から作品・資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録(資料台帳)の整備を進めるとともに、その積極的な活用を図る。

重点戦略5:文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

我が国には、各地域に多様で豊かな文化が存在し、その厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成している。文化芸術資源(文化芸術そのものの価値や文化芸術活動の成果)を発掘し、それらを活用する各地域の主体的な取組を支援するとともに、各地域の生活に根ざした「暮らしの文化」の振興施策を講ずることにより、地域振興、観光・産業振興等を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める。

- ◆ 文化芸術創造都市の取組など新たな創造拠点の形成を支援するとともに、各地域における芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励する。
- ◆ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握した上で、発掘・再興、連携・交流、発信の局面に応じた振興方策を講ずる。

重点戦略6：文化発信・国際文化交流の充実

伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献する。その際、併せて、我が国の強みであるアニメ、マンガ、映画等のメディア芸術、デザイン、ファッション、食文化といった「クール・ジャパン」の潜在力を喚起し、その戦略的な海外展開を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 舞台芸術、美術工芸品等の海外公演・出展、国際共同制作等への支援を充実する。
- ◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加、各地域における特色ある国際文化交流の取組に対して戦略的に支援するとともに、メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。
- ◆ 文化発信・交流の拠点として美術館、博物館や大学の活動・内容を充実する。
- ◆ 海外の文化遺産保護等を対象として、我が国の高度な技術力を活用した国際協力を充実する。
- ◆ 将来的な東アジア共同体の構築も念頭に置き、東アジア芸術創造都市（仮称）や大学間交流における活動等、東アジア地域における国際文化交流を推進する。

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

重点戦略を推進するに当たっては、以下に掲げる事項に留意する。

(1) 横断的かつ総合的な施策の実施

重点戦略をより効果的に推進するためには、例えば、地域の核となる文化芸術拠点への支援(重点戦略1)と文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援(重点戦略2)、文化財の公開・活用(重点戦略4)と地域振興、観光・産業振興等への活用(重点戦略5)など、重点戦略相互の関連性に留意する必要がある。したがって、個別施策の企画立案段階からそうした相互の関連性に留意するとともに、施策の横断的な実施を図る。

また、もとより文化芸術が広く社会への波及力を有することを考慮すれば、教育、福祉、地域振興や観光・産業振興、文化外交など他分野との連携を踏まえた領域横断的な施策の実施が求められる。このため、関係府省間の連携・協働をより一層強化するとともに、関係機関、関係団体等との協力を促進し、国家戦略として施策の総合的な推進を図る。

(2) 計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルの確立等

本基本方針に基づく文化芸術振興施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに、国民への説明責任の向上に資するため、重点戦略に係る計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルを確立し、各施策の進捗状況を点検するとともに不断の改善を図る必要がある。このため、文化審議会において、重点戦略に基づく施策の進捗状況を年度ごとに点検することとし、併せて有効な評価手法の確立に努める。

その際、文化芸術各分野及び各施策の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し、質的側面を含む適切な評価を行うとともに、年度によって選択的に軽重を付した評価を行うことも検討する。また、施策の評価のみならず企画立案等にも必要な基礎的データの測定・収集、及び中長期的な影響・効果の測定手法など各種調査研究の充実を図る。

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

基本法の第3章に掲げる「文化芸術の振興に関する基本的施策」について、「第1 文化芸術振興の基本理念」の下、国は、以下の施策を講ずる。

1. 文化芸術各分野の振興

文化芸術振興に関する施策を講ずるに当たっては、基本法に例示されている文化芸術の分野のみならず、例示されていない分野についてもその対象とし、基本法における例示の有無により、その取扱いに差異を設けることなく取り組む。

(1) 芸術の振興

多様で豊かな芸術を生み出す源泉である芸術家や文化芸術団体等の自由な発想に基づく創造活動が活発に行われるようにするため、支援の在り方の抜本的見直しや新たな審査・評価等の仕組みの導入など、より効果的で戦略的な視点を加えながら次の施策を講ずる。

- 新たな支援の仕組みを導入し、芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど、我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援する。
- 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施し、文化芸術活動の計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルを確立する。
- トップレベルの文化芸術団体と劇場、音楽堂等の文化芸術拠点とが連携した特色ある取組など、優れた芸術活動を支援する。
- 内外の優れた芸術作品の鑑賞機会を提供し、芸術の創造の推進に資する芸術祭等の充実を図る。
- 独立行政法人日本芸術文化振興会は、幅広く多様な文化芸術を振興し、その普及を図る活動等に対し、芸術文化振興基金による助成事業等を行う。
- より多くの国民に優れた芸術の鑑賞機会を提供するため、新国立劇場における公演の充実を図る。

(2) メディア芸術の振興

我が国のメディア芸術は、優れた文化的価値を有しており、世界的にも高く評価され、我が国のソフトパワーとして国内外から注目を集めている。メディア芸術の振興は、我が国の文化芸術振興はもとより、コンテンツ産業や観光の振興等にも大きな効果を發揮するものであることを踏まえ、次の施策を講ずる。

- 文化庁メディア芸術祭の一層の充実を図るとともに、関連イベントとの連携を推進する。また、我が国の優れたメディア芸術を積極的に諸外国へ発信する。
- メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等について、文化施設、大学等の連携・協力体制を構築し、所在情報等のデータベースの整備や、作品のデジタルアーカイブ化等を推進する。
- 大学や製作現場等と連携しながら若手クリエーターに専門的研修や作品発表の場を提供することにより、次代を担う優れた人材を育成する。
- 日本映画・映像作品の水準向上を図るために、国際的な評価の高まりを踏まえながら、その製作環境の整備、国内外への発信や人材育成、国際共同製作に対する支援、東京国立近代美術館フィルムセンターにおける映画・映像作品の収集・保管を推進する。

(3) 伝統芸能の継承及び発展

我が国古来の伝統芸能は、長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた国民の財産であり、将来にわたって確実に継承され、発展を図っていく必要があることから、次の施策を講ずる。

- 伝統芸能が有する歴史的・文化的価値の理解・普及を図るとともに、公演等への支援を行う。その際、我が国の文化芸術の向上の牽引力となる実演家団体が実施する国内外の公演活動に対する支援を重視するとともに、伝統的な音階や技法を用いた新作公演活動の展開も図られるように配慮する。
- 国立劇場、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわにおける公演や各地域における普及のための公演の充実を図り、より多くの国民に伝統芸能の鑑賞機会を提供し、古典の伝承とその活性化を推進する。
- 伝統芸能の持続的な継承を図るため、伝承者の養成への支援を充実するとともに、伝統芸能の表現に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るため、後継者育成及び原材料の確保に努める。

(4) 芸能の振興

芸能の創造活動等が活発に行われるよう、次の施策を講ずる。

- 分野の特性に配慮しつつ、芸能の創造活動、人材育成及び普及活動に対して、重点的な支援等を行う。
- 国立演芸場等における公演の充実を図り、より多くの国民に芸能の鑑賞機会を提供する。

(5)生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及

生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及を図るため、次の施策を講ずる。

- 地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ、衣食住に係る文化をはじめ我が国の生活に根ざした「くらしの文化」の振興を図るとともに、国民の間で定着し、長い間楽しんできた国民娯楽に関する活動を推進する。
- 国民生活や社会を支える文化創造の基盤である出版物、レコード等について、居住する地域等にかかわらず広く普及し、国民がそれらに身近に親しめるよう必要な環境整備を図る。

(6)文化財等の保存及び活用

文化財は、我が国の歴史の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映して伝承され発展してきたものであり、人々の情感と精神活動の豊かな軌跡を成すとともに、現代の我が国の文化を形成する基層となっている。今日の社会構造や国民の意識の変化等を踏まえ、新たな課題にも積極的に対応することが求められていることから、次の施策を講ずる。

- 国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の魅力が国民に伝わるよう、文化財の公開・活用を積極的に推進する。
- 各市町村における歴史文化基本構想の策定の支援等により、その周辺環境も含めた地域の文化財の総合的な保存・活用を推進する。また、その取組の一環として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)等を活用し、建造物・史跡等の文化財とその周辺環境の一体的な保存・活用を図る。
- 文化財登録制度を活用し、近代をはじめとした文化財の登録を進め、文化財保護の裾野の拡大を図る。
- 有形の文化財について、文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適時適切な修理の充実を図る。また、防火・耐震・防犯等の対策を計画的かつ継続的に実施するための支援の充実を図るとともに、所有者の防災・防犯

意識の向上を図る取組等を推進する。

- 無形の文化財について、伝承者の確保・養成とともに、その保存に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るための支援を充実する。
- 古墳壁画の保存対策として、関係機関等とも連携してその保存・活用方策を検討する。高松塚古墳壁画及びキトラ古墳壁画については、引き続き修理を行い適切な保存・活用に努める。
- 文化財の保存技術について、選定保存技術制度の活用等により、その保存・継承を図る。
- 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月30日発効)に基づき、地方公共団体等と連携して、暫定一覧表への追加を行うなど、我が国の文化遺産の世界遺産への登録推薦を積極的に進めるとともに、登録後の文化遺産の適切な保護を図る。
- 独立行政法人国立文化財機構は、科学的・技術的な調査研究に基づく保存修復において、引き続き中心的な役割を果たすとともに、文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。

2. 地域における文化芸術振興

地域における多様な文化芸術の興隆は、我が国の文化芸術が発展する源泉となるものである。全国各地において、国民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境の整備を図る必要があることから、国と地方の適切な役割分担を図りつつ、次の施策を講ずる。

- 国民が、その居住する地域にかかわらず文化芸術に触れることができるよう、多彩な文化芸術の鑑賞機会を充実するとともに、各地域における創造活動等を支援し、地域住民の文化芸術活動への参加を促進する。
- 地域の特色ある文化芸術活動を推進するため、文化芸術拠点における意欲的な活動を支援するとともに、特色ある取組の発信・発表の機会の充実を図る。また、民間の非営利活動や文化ボランティア活動の促進を含め、地域における多様な文化芸術活動の担い手の育成を図る。
- 大学や民間企業、報道機関等を含む関係機関の連携・協働により、地域文化を振興するとともに、文化芸術の創造性や魅力を教育、福祉、観光・産業等の分野に活用し、地域の活性化を図る取組を促進する。

- 都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展や、生活・生業に関連して形成された文化的景観の保護を図る。
- 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)に基づき、アイヌ文化の振興を図るとともに、アイヌ文化の伝統等に関する知識の普及及び啓発を図る。

3. 国際交流等の推進

伝統文化から現代文化に至るまで、世界の人々の興味・関心を惹き付ける多様な文化を積極的かつ効果的に発信するとともに、文化芸術に係る国際的な交流を進め、我が国への理解の深化と文化芸術による国際貢献を推進し、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに世界の文化芸術活動の発展に資するため、次の施策を講ずる。

その際、交流年に係る取組や東アジア各国との相互理解の増進に資する取組を重視するとともに、関係府省、独立行政法人国際交流基金その他の関係機関等が緊密な連携・協力に努める。

- 文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進に資する点にも留意しつつ、我が国の優れた文化芸術の海外公演や海外展、海外の文化芸術団体と企画段階から協力して行う国際共同制作への支援を充実するなど、多様で国際的な事業の展開を進める。
- 國際的な文化芸術拠点を形成するため、我が国で開催される中核的な国際芸術フェスティバルに対して継続的に支援を行うとともに、アーティスト・イン・レジデンス等、各地域における特色ある国際文化交流の取組や、文化芸術分野における国際会議の日本開催を支援する。
- 文化芸術を通じた国際的な都市間連携を進めるため、東アジア各国の参加を得て、特定の都市において様々な文化芸術活動を行う取組を支援するなど、東アジアをはじめ世界各国との国際文化交流を積極的に推進する。
- 国内外の文化人・芸術家等の相互交流・連携や文化交流の拠点である国立の文化芸術機関等による国際的なネットワークの形成を継続して推進する。
- 将来の国際交流を担う青少年の国際文化交流等を推進することにより、世界に日本文化を発信することができる人材の育成を図る。
- 外国人観光客の増加や国際文化交流の推進に大きな効果を發揮するメディア芸術について、関連の文化施設や大学等の連携・協力を推進することにより

情報拠点を構築し、我が国のメディア芸術を広く海外に発信する。

- 魅力ある日本文化を海外に幅広く紹介するため、優れた日本文学作品の翻訳・普及や、インターネット等を活用した日本文化の総合的な情報発信を図る。
- 「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」(平成18年法律第97号)に基づき、文化遺産国際協力コンソーシアムを中心に、海外の研究機関等との連携等を図り、文化遺産国際協力を推進する。
- 「無形文化遺産の保護に関する条約」(平成18年4月20日発効)に基づき、専門家の派遣・招聘等を通じたアジア・太平洋地域等における無形文化遺産保護活動への協力を推進する。

4. 芸術家等の養成及び確保等

多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手として優秀な人材を得ることが不可欠であることから、次の施策を講ずる。

- 高い技術と豊かな芸術性を備えた芸術家等を養成するため、新進芸術家等の海外留学や新国立劇場における研修事業の充実、次代を担う新進芸術家が活動成果を発表する機会や世界的な芸術家による指導の機会の充実等を図る。
- 伝統芸能の伝承者や文化財の保存技術者・技能者、文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者、舞台技術者・技能者、美術館、博物館における学芸員・各種専門職員等、幅広い人材の養成及び確保、資質向上のための研修を充実させ、文化芸術活動を担う人材の育成を図る。
- 文化芸術団体、教育機関等の関係機関が連携し、計画的・系統的な人材育成を促進する。
- 大学等の教育機関や国立の文化施設等における文化芸術に係る教育及び研究の充実を図る。
- 芸術家等がその能力を向上させ、十分に發揮し、自らの職業や活動に安心して安全に取り組めるよう、芸術家等の活動環境等に関する諸条件の整備や、社会的な役割に関する理解の促進、社会的、経済的及び文化的地位の向上に努める。

5. 国語の正しい理解

言葉は、論理的思考力、表現力、想像力などの基盤であり、意思疎通の手段であるとともに、その言葉を母語とする人々の文化とも深く結び付いている。このような文化